

「さわらの秋」ロゴマーク等のデザイン使用要領

(趣旨)

- 1 この要領は、「さわらの秋」のロゴマークおよびシンボルキャラクターである「さわ☆ラッキー」「イチロー」「ムッシュ・キノ」「どんぐりん」「カッキー」「とまこ」「まいちゃん」(以下「ロゴマーク等」という。一覧「ロゴマーク及びシンボルキャラクター」参照。)のデザインの使用について、必要な事項を定める。

(使用目的及び範囲)

- 2 ロゴマーク等のデザインの使用は、「さわらの秋」の事業目的に合致した活動、または早良区の魅力発信・向上に資する活動について認めるものとする。

(対象事業)

- 3 ロゴマーク等のデザインを使用する事業は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ① 「さわらの秋」に掲載する事業
 - ② 非営利の団体等が実施する事業
 - ③ 国または地方公共団体が実施する事業
 - ④ 報道機関が報道又は広報の目的で使用するもの
 - ⑤ その他、福岡市早良区総務部企画課(以下、「企画課」という。)が適当と認めるもの

(使用申請)

- 4 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ別紙『「さわらの秋」ロゴマーク等のデザイン使用申請書』を企画課に使用開始日の1週間前までに提出し、許可を得なければならない。ただし、次に該当するときはこの限りではない。
 - ① 「さわらの秋」掲載のイベント等の広報のため、イベント等主催者が使用する場合
 - ② 「さわらの秋」広報のため、協賛店等が使用する場合
 - ③ 福岡市(外郭団体を含む)が使用する場合
 - ④ その他、企画課が特に使用を許可する場合

(使用の承認)

- 5 企画課は使用申請があったときは、その内容が次に掲げるいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。
 - ① 使用範囲を逸脱する場合
 - ② ロゴマーク等のイメージを損なう恐れがある場合
 - ③ 政治、宗教等に関する活動に利用されるおそれがある場合
 - ④ 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑤ その他、企画課が使用について不適当と判断する場合

(使用上の遵守事項)

6 ログマーク等のデザインを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 事前に企画課と協議の上、承認を得た場合を除き、図柄の変更、文字や背景の加筆等一切の変更を行わないこと
- ② 使用許可を他に譲渡し、又は転貸しないこと

(報告)

7 企画課はデザインの使用に関し必要があると判断する場合は、使用者に対し報告を求めることができる。

(使用者の責任)

8 使用者が、デザインを使用することにより第三者に対し、損害又は損失を与えた場合において、企画課は法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要領は、令和5年5月30日から施行する。

一覧「ログマーク及びシンボルキャラクター」

さわらの秋

ログマーク



① さわ☆ラッキー



② イチロー



③ ムッシュ・キノ



④ どんぐりん



⑤ カッキー



⑥ とまこ



⑦ まいちゃん